

令和7年度調達等合理化計画 自己評価

No. 1

計画内容	<p>○一者応札の見直し 一者応札の見直しについては、公告期間延長(10日から20日)、仕様書の見直し等により積極的に取り組んでいるところである。しかしながら該当案件の中には、地理的要因や受注側の理由(人員、技術力不足等)によりやむを得ず発生してしまうものも見受けられ、競争入札が形骸化していると認められる案件もある。このため、令和7年度も引き続き一者応札の解消のため、仕様書の明確化、公告時期の前倒し等環境改善の取組について実施するとともに、前年度に引き続き同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込まれない案件については、調達等合理化検討会及び内部統制推進室で検証を行った上で、適正な契約方式へ移行し、対前年度比一者応札件数の低減を目指す。</p>
評価指標	<p>【前年度比一者応札件数の割合】</p>
自己評価	<p>○これまでの一者応札解消に向けた取組 ①公告期間の延長(10日→20日)を会計規程に明文化(平成27年4月1日) ②仕様書をより応札者にわかりやすいよう明確化(平成27年度から実施) ③応札者の準備期間に配慮するため公告時期の前倒し(平成27年度から実施) ④入札公告とあわせて仕様書をホームページに掲載(令和元年度から実施) ⑤年間調達予定情報をホームページに掲載(令和7年度から実施)</p> <p>○目標の達成状況 ・令和7年度中の一者応札件数及び割合は減少したが、太陽光設備やシステム更新・保守業務といった大型の調達を実施したため金額は対前年度比で増加した。 令和7年度 17件中4件(23.5%) 63百万円(29.9%) 令和6年度 15件中6件(40.0%) 31百万円(21.0%)</p> <p>○実施において明らかになった課題と今後の対応方針 令和8年度もこれまでの取組を継続し引き続き一者応札の解消に取り組む。 入札説明会に参加したが、入札をしなかった業者にその理由を確認し、必要に応じた改善に取り組む。</p>
備 考	

令和7年度調達等合理化計画 自己評価

No. 2

計画内容	<p>○経費節減・効率化の実施 経費節減・効率化の実施については、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」における指摘事項を踏まえ、4法人（研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構）間の連携を推進する場として設置した「間接業務等の共同実施に関する協議会」のもと共同調達を実施している（ドッジファイル（平成27年度開始）、電気供給の調達に係る入札公告（平成29年度開始）、電子書籍（平成29年度開始）、古紙溶解（平成29年度開始）、非常食（平成30年度開始））。 令和7年度も引き続き物品等の共同調達の検討・実施を進め、経費の節減・効率化を図る。</p>
評価指標	<p>【共同調達の実施件数・節減額】</p>
自己評価	<p>○実施した取り組み内容及びその効果 実施件数：5件（令和7年度契約） 調達数量をまとめたことによるスケールメリットが働き、非常食、古紙の溶解等の単価の抑制に効果や事務の効率化が図られた。 また、令和6年度から横須賀市近隣に所在する国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構とPPC用紙を対象に共同調達を実施したほか、他機関同士の共同調達の情報収集を行った。</p> <p>○目標の達成状況 上記の通り、効果、成果があったものとする。</p> <p>○実施において明らかになった課題と今後の対応方針 4法人の需要などに応じて新たな共同調達を検討する予定である。 お互いに遠隔地に存在する4法人であるため、契約に至るまでの手続きが通常よりやや煩雑である。</p>
備 考	

令和7年度調達等合理化計画 自己評価

No. 3

計画内容	<p>○随意契約に関する内部統制の確立 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に調達等合理化検討会（総括責任者は総務部長）に付議し、さらに内部統制推進会議（議長は理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けるものとする。 ただし、契約締結に緊急を要し、かつ、事業に影響を及ぼす恐れのあると認められる場合は、事後的に報告を行うことができる。</p>
評価指標	<p>○随意契約件数に占める点検実施件数の割合</p>
自己評価	<p>○実施した取り組み内容及びその効果 令和7年度随意契約件数 5件 点検実施件数 5件 点検実施率 100% （競争性のない随意契約5件）</p> <p>上記随意契約については、調達等合理化検討会での検証の後、内部統制推進会議室での点検を受け随意契約を締結。これら随意契約については、外部有識者からなる契約監視委員会に於いて妥当で有ると判断された。</p> <p>以上より、本体制はチェック機能として有効であると考えます。</p> <p>○目標の達成状況 当初の目的は達成出来たものと考えます。</p> <p>○実施において明らかになった課題と今後の方針 今後も本体制を維持・継続していく予定。</p>
備 考	

令和7年度調達等合理化計画 自己評価

No. 4

計画内容	<p>○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み 「契約事務の適切な実施について」（平成27年4月1日出納命令役決定）により、調達担当職員等に以下について周知徹底を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①規程等遵守の徹底 ②相互牽制の確立 ③入札手続きの適切な対応 ④発注及び納品検収の明確化 <p>これらについて業務を行う際に常に配慮するとともに、対応結果を調達等合理化検討会で検証・見直しを行い、調達等合理化計画の改訂・策定等に反映させる。</p>
評価指標	<p>○検討・実施結果</p>
自己評価	<p>○これまでの不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ①会計規程・会計細則で契約担当職員以外の発注はできない体制を取っている。 ②調達等合理化検討会での検証及び内部統制推進会議による点検。（平成27年度から） ③「契約事務の適切な実施について」（平成27年4月1日出納命令役決定）の調達担当職員への周知徹底。（平成27年度から） ④預け金、契約権限のない研究職員による先行契約といった研究費の不正使用等の防止及び適切な執行を行うため、「研究活動上の不正防止ハンドブック」を作成し、研究職員への周知徹底、注意喚起。（平成27年度から） ⑤研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構の4法人に於いて、お互いに監査を実施することによる相互牽制体制を構築及び監査の実施。 ⑥民間公認会計士による契約内容の点検（平成27年度以前より実施） ⑦契約担当職員による検収の実施 ⑧契約事務担当部署と独立した組織である監査室による物品等に関する内部監査の実施。 ⑨会計検査院報告のうち、研究所で調達する類似の案件については、財務課内で注意喚起。 <p>○目標の達成状況 十分に達成できたものとする。</p> <p>○実施において明らかになった課題と今後の対応方針 現状では再検討を要する課題は無いものとする。 今後も本体制を維持・継続していく予定。</p>
備 考	